

市川三郷町長 様

空き家情報登録制度「空き家バンク」登録申込書

住 所 _____
氏 名 _____ (印)
電話番号 _____

このことについて、市川三郷町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、次のとおり「空き家バンク」へ登録を申し込みます。

1 契約交渉に関わる全てについて、町と協定を結んでいる(社)全日本不動産協会(以下「全日協会」という。)又は(社)山梨県宅地建物取引業協会(以下「宅建協会」という。)の町内協会員に仲介を依頼します。

併せて、全日協会又は宅建協会へ情報の提供を承諾します。

2 登録に際し、登録物件等に関して町が所持している個人情報(税務関係資料等)を、町事務取扱責任者が閲覧することを承諾します。

3 登録内容は、別紙「空き家バンク」登録カード(様式第2号)記載のとおりです。

注(1) 「所有者等」と「利用希望者」の両者間での、直接の交渉、契約はできません。

(2) 市川三郷町では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、物件の賃借・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行っていません。仲介は、町と協定を結んでいる全日協会又は宅建協会に所属する町内の宅地建物取引業者へ依頼します。その際、業者の選定はできませんのでご了承ください。

なお、全日協会又は宅建協会への仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。

また、物件の賃借・売買に関する交渉、契約に関するトラブル等については、町は関与いたしません。

(3) 市川三郷町個人情報保護条例(平成17年市川三郷町条例第11号)の規定の趣旨に基づき、申込みされた個人情報は、「利用希望者」等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。